

令和8年8月7日

第5回 平取町議会臨時会議案



平 取 町

議 案 件 名

議案第 1 号 平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 令和 8 年度 平取町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 令和 8 年度 平取町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 号

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 7 日 提出

平取町長 遠 藤 桂 一

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成１３年平取町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号に次のように加える。

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）

第３条第２号中「児童福祉法」の次に「（昭和２２年法律第１６４号）」を加え、同条第３号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年８月１日から適用する。

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（下線の部分が改正部分）

改正案	現 行
（用語の定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。 ア～カ （略） <u>キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</u> (4)～(8) （略） （受給資格者） 第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、平取町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。 (1) （略） (2) 児童福祉法<u>（昭和22年法律第164号）</u>第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等	（用語の定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。 ア～カ （略） (4)～(8) （略） （受給資格者） 第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、平取町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。 (1) （略） (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等 <u>(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている乳幼児等</u>

議案第 2 号

令和 8 年度 平取町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度平取町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,690 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,073,529 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 7 日 提出

平取町長 遠 藤 桂 一

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 道 支 出 金		411,702	7,657	419,359
	2 道 補 助 金	262,826	7,657	270,483
20 繰 越 金		30,000	433	30,433
	1 繰 越 金	30,000	433	30,433
22 町 債		745,300	600	745,900
	1 町 債	745,300	600	745,900
歳 入 合 計		8,064,839	8,690	8,073,529

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農 林 水 産 業 費		420,168	7,657	427,825
	1 農 業 費	283,640	7,657	291,297
6 商 工 費		675,602	433	676,035
	2 観 光 費	181,299	433	181,732
10 災 害 復 旧 費		539	600	1,139
	2 農林水産業施設災害復旧費	0	600	600
歳 出 合 計		8,064,839	8,690	8,073,529

第2表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後			
	限 度 額	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	0	600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、 その融通条件により、 その他の場合にはその 債権者と協定した条件 による。ただし、町財 政の都合により据置期 間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還 または低利に借換する ことができる。
合 計	745,300	745,900			

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 道 支 出 金	411,702	7,657	419,359
20 繰 越 金	30,000	433	30,433
22 町 債	745,300	600	745,900
歳 入 合 計	8,064,839	8,690	8,073,529

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国・道	地方債	その他	
5 農林水産業費	420,168	7,657	427,825	7,657			
6 商 工 費	675,602	433	676,035				433
10 災害復旧費	539	600	1,139		600		
歳 出 合 計	8,064,839	8,690	8,073,529	7,657	600		433

2. 歳 入

(単位:千円)

款	16	道 支 出 金	項	2	道 補 助 金	目	4	農 林 水 産 業 費 道 補 助 金
補正前 の 額		126,143	補正額		7,657	計		133,800
節		金 額	説 明					
1 農 業 費 補 助 金		7,657	地域農業構造転換支援事業補助金 <					

款	20	繰越金		項	1	繰越金		目	1	繰越金	
補正前 の額		30,000		補正額		433		計		30,433	
節		金額		説明							
1 繰越金		433		前年度繰越金 <							

2. 歳 入

(単位:千円)

款	22	町 債	項	1	町 債	目	9	災 害 復 旧 債
補正前 の 額		0	補正額		600	計		600
節		金 額	説 明					
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 債		600	単独災害復旧事業 <					

3. 歳 出

(単位:千円)

款	5	農 林 水 産 業 費	項	1	農 業 費	目	2	農 業 振 興 費
補正前の額		補 正 額	計		補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 ・ 道	地 方 債	そ の 他	
227,013		7,657	234,670		7,657			
節		金 額	説 明					
18 負担金、補助及び交付金		7,657	地域農業構造転換支援事業補助金					
								7,657

款	6	商 工 費	項	2	観 光 費	目	1	観 光 振 興 費
補正前の額		補 正 額	計		補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 ・ 道	地 方 債	そ の 他	
107,468		433	107,901					433
節		金 額	説 明					
10 需用費		350	修繕料					
								350
11 役務費		83	手数料					
								83

3. 歳 出

(単位:千円)

款	10	災 害 復 旧 費	項	2	農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	目	1	農 業 施 設 災 害 復 旧 費
補正前の額		補 正 額	計		補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 ・ 道	地 方 債	そ の 他	
0		600	600			600		
節		金 額	説 明					
10 需 用 費		600	修繕料					
			600					

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
5 災 害 復 旧 債	389,229	337,269	600	78,727	259,142
(1) 単 独 災 害 復 旧	312,735	272,413	600	64,951	208,062
合 計	7,047,549	6,580,139	745,900	896,276	6,429,763

議案第 3 号

令和 8 年度 平取町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度平取町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,273 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 731,173 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 7 日 提出

平取町長 遠 藤 桂 一

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		8,000	1,273	9,273
	1 繰越金	8,000	1,273	9,273
歳 入 合 計		729,900	1,273	731,173

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 諸支出金		5,002	1,273	6,275
	1 償還金及び還付加算金	502	1,273	1,775
歳 出 合 計		729,900	1,273	731,173

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	8,000	1,273	9,273
歳入合計	729,900	1,273	731,173

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・道	地方債	その他	
9 諸支出金	5,002	1,273	6,275				1,273
歳出合計	729,900	1,273	731,173				1,273

2. 歳 入

(単位:千円)

款	7	繰越金	項	1	繰越金	目	1	繰越金
補正前 の額		8,000	補正額		1,273	計		9,273
節		金額	説明					
1 繰越金		1,273	繰越金1,273					

3. 歳 出

(単位:千円)

款	9	諸 支 出 金	項	1	償還金及び還付加算金	目	1	保 險 税 還 付 金
補正前の額		補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 ・ 道	地 方 債	そ の 他		
500		1,253	1,753				1,253	
節		金 額	説 明					
22 償還金、利子及び割引料		1,253	保険税還付金1,253					

款	9	諸 支 出 金	項	1	償還金及び還付加算金	目	3	還 付 加 算 金
補正前の額		補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 ・ 道	地 方 債	そ の 他		
1		20	21				20	
節		金 額	説 明					
22 償還金、利子及び割引料		20	還付加算金20					